

生第1878号
疾第3101号
令和8年7月14日

福祉部地域福祉課長
福祉部高齢政策課長
福祉部障害福祉課長
福祉部ユニバーサル推進課長

様

保健医療部生活衛生課長
保健医療部疾病対策課長

腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒予防対策の徹底について

みだしのことについて、気温が上昇する夏場を迎え、腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の集団発生が危惧されます。

ついては、社会福祉施設等における感染症・食中毒発生予防対策の徹底を図るため、貴所管施設に対して下記の事項について周知いただきますようお願いします。

なお、啓発用のリーフレットを添付していますので、ご活用ください。

記

- 1 職員及び施設利用者に下痢・血便等の症状が見られた時は、早急に医療機関を受診するよう勧奨するとともに、同様の症状を有する者が複数ある場合は、速やかに管轄の健康福祉事務所（保健所）へ報告すること。
- 2 トイレの後や食事の前には、石けんによる手洗いを励行させること。
また、おむつなどの処理をした職員に対しては、手指の洗浄と消毒を徹底させること。
- 3 湧き水などの消毒処理がされていない生水は飲まないよう、また、肉類は中心部まで十分加熱調理して食べるよう指導すること。

【連絡先】

保健医療部

生活衛生課食の安全安心推進班

文書主任：荻野 担当：酒井

疾病対策課感染症対策推進班

文書主任：東 担当：藤井

TEL：078-341-7711（代表）

（生活衛生課内線 79322 疾病対策課内線 79329）